

# 講座Ⅱ 組合運営の基本2

---

- ① 職員団体と登録  
(手引き第2章-Ⅱ)

# 1. 職員団体と登録(その1)

## 1. 職員団体とは

職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう(地公法52条1項)

### 【地公法52条1項の職員】

- ・一般の行政事務に従事する職員
- ・教育職員
- ・現業職員
- ・管理職員等

一緒に組織する団体は、地公法上の職員団体ではない

52条1項の職員 ≠ 職員団体の構成員

⇒ 地公法が適用されない者も職員団体に加入することはできる

※消防職員、警察職員は、そもそも職員団体の結成・加入ができない(52条5項)

※地公法52条1項が適用される職員で構成されていれば、異なる地方自治体の職員によって構成された団体も、地公法上の「職員団体」と言える

## 2. 職員団体の登録

以下の要件を満たす職員団体は、人事委員会または公平委員会の「登録」を受け、登録職員団体となることができる(地公法53条1項)

- ① 必要記載事項を満たした規約(53条2項)
- ② 規約の変更、役員選挙などの重要な行為が構成員の直接かつ秘密の投票による全構成員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続き(手続きを定め、かつ現実に)(53条3項)
- ③ 同一の地方公共団体に属する、地公法52条5項に規定する職員(警察、消防)以外の職員のみをもって組織されていること

ただし、その意に反して免職され1年以内の者、またはそれを不服申し立て若しくは訴訟等で争っている者、当該職員団体の役員である者を構成員とすることはできない(53条4項)

### 3. 登録職員団体の権能

登録職員団体には、以下の権能(メリット)がある

- ① 当局を交渉に応ずべき地位に立たせることができる(当局の「交渉応諾義務」)(地公法55条1項)
- ② 法人格を取得できる(法人格付与法3条)
- ③ 在籍専従役員設置の許可を申請できる(地公法55条の2)

#### <非登録職員団体の「当局と交渉を行う地位」>

- ・当局は、非登録職員団体との交渉に「交渉応諾義務」はない
- ・ただし、非登録職員団体も「地公法上の職員団体」であることにはかわりはない
- ・したがって、非登録職員団体も当局と交渉を行う地位を有するものであり、当局は、非登録職員団体との交渉にも応ずるべき

**【参考】第三次公務員制度審議会答申(1973.9.3)**  
「登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、当局は、合理的理由がない限り、恣意的にその求めを拒否することがないように努めるべきである」

#### <その他の法律に基づかない労働団体の交渉権>

- ・「法律に基づかない労働団体」とは、地公法や労組法などの適用はないが、憲法の「団結権」に基づき組織される団体  
→一般的に「憲法組合」などと呼ぶ
- ・非現業職員の職員団体と現業・公企職員の労働組合などとの連合体である市労連や、管理職等とそれ以外の職員の団体などがこれにあたる
- ・法律に基づかない労働団体(労組法上の労働組合ではない)であっても、憲法上の労働組合であり、労使間の話し合いを行いうる地位、能力を否定されない
- ・市労連は職員団体または労働組合とみなされる場合がある

⇒ 市労連交渉は、地方公共団体の各機関の時宜に応じた判断により、事実上行われることに留意

### 3. 管理職員等の範囲

地公法(52条3項但書)では、以下の職員を「管理職員等」として、それ以外の職員と同一の職員団体を結成できないとし、管理職員等とそれ以外の職員が組織する団体は、職員団体ではないとしている

- ①重要な行政上の決定を行う職員
- ②重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- ③職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- ④職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- ⑤その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員

その上で...

【地公法52条4項】

前項ただし書に規定する**管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。**

**一方** 組合弱体化を図る目的で、本来管理職員等の範囲に入らないはずの職員について、その範囲を拡大させ、管理職員等にしてしまうといった動きもある(参考として下記に旧大宇陀町における事例を記載)

#### 大宇陀町職員団体登録取消事件(最二小決2006.10.27)

1997年、奈良県大宇陀町長が、職員団体弾圧を目的に、組合三役を突然課長補佐に昇格させ、公平委員会が規則により職員団体の登録を取り消した事件。

※98年当時の管理職員等の比率・・・全国11%、大宇陀町38%

組合側は「登録の取消処分」の撤回を求め提訴し、勝訴。

判決では「管理職員等の範囲は職制及び権限配分の実態に基づき客観的に定まるものであるところ、課長補佐は課長の権限を補佐、代理しているがそれは一時的・個別的なものであり、地方公務員法上の『管理職員等』に該当することにはならない」と判示。

**留意①** 国家公務員の管理職員等の範囲(人規17-0)

総括の課長補佐や人事・労務などの管理担当の課長補佐、人事係長等を除き、課長補佐等は管理職員等とされていない

**留意②** 管理職手当支給対象職員の範囲との関係

「管理職員等」 ≠ 「管理職手当受給職員」

↑  
上述の地公法52条にある通り、労使関係において、当局の立場に立つかどうか基準

↑  
出退勤の勤務時間や休日などについて労基法による規制を受けない職員